

堺市博物館 基本的運営方針（案）

1.設置の目的

堺の歴史、芸術、民俗、産業等に関する資料を収集し、保管し、展示して市民の利用に供し、その教養の向上と文化の発展に寄与するため、博物館法に規定する博物館として設置するものである。世界遺産 百舌鳥・古市古墳群をはじめとする堺の類いまれな歴史文化資源に磨きをかけ、後世に継承する。

2.基本的性格

- (1) 博物館は市民の“文化の広場”である。
- (2) 博物館は市民の学習の場である。
- (3) 博物館は堺の歴史文化研究の核である。
- (4) 博物館は市民の文化遺産の庫である。

3.活動方針

■収集と保管

- (1) 堺に関する歴史文化資料を「堺市博物館資料収集基本方針」に基づき、計画的に収集する。
- (2) IPM や防災対策をふまえて、安全かつ適切に資料を保管する。
- (3) 必要に応じて保存処理や修復を行い、資料を未来へ継承する。
- (4) 収蔵品データベースを整備し、多様な資料情報を一元的に管理する。
- (5) デジタルアーカイブ等、資料の計画的なデジタル化を進める。

■展示

- (1) 常設展示では、古代から近現代までの堺の歴史文化や、堺に関する国内外の歴史文化について、調査・研究の成果にもとづき、分かりやすく紹介する。
- (2) より広い視点から堺に関する歴史文化への理解を深めるための特別展・企画展を実施する。
- (3) デジタル技術をはじめとした多様な手法を活用し、展示への理解を深める。
- (4) こどもから大人まで幅広い世代が、興味・関心をもてる展示内容とする。
- (5) 多言語に対応した解説の充実をはじめ、すべての人が等しく歴史文化に触れることができる展示環境を整備する。

■調査・研究

- (1) 市内の文化遺産に関する資料・情報や他地域にある堺関係資料について調査・研究を行う。
- (2) 世界遺産「百舌鳥古墳群」や海外との貿易により繁栄した中世都市「堺」および、茶の湯、鉄砲、産業文化等、堺の特色ある歴史文化について調査・研究を進める。
- (3) 調査・研究の成果を、展示や教育普及活動、情報発信に活用する。

■教育・普及・連携

- (1) 堺の歴史文化への理解を深める講演会や講座を開催する。
- (2) ワークショップや体験学習等を通して、堺の歴史文化に親しむ機会を提供する。
- (3) 学校教育と連携し、こどもの学びを深めるプログラムを充実させる。
- (4) 地域団体をはじめとした各種団体等との連携強化や、ボランティア・地域住民の参画等、多様な主体との協働により博物館活動を推進する。
- (5) 国内外の博物館、大学・研究機関等と知見や情報の共有を行う。
- (6) 無形文化遺産の理解促進に向け、アジア太平洋無形文化遺産研究センターと連携する。

■情報発信

- (1) 出版物やインターネットを活用して、国内外に調査・研究の成果を公表する。
- (2) データベースやオンラインコンテンツの公開をすすめ、収蔵品情報へのアクセス性向上や資料の利活用の促進、博物館の魅力発信につなげる。
- (3) SNS 等の多様な媒体を活用し、世界遺産 百舌鳥・古市古墳群をはじめとする堺の歴史文化の魅力を国内外へ発信する。

■管理運営

- (1) すべての人が安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境を整備する。
- (2) 危機管理体制の強化に取り組む。
- (3) 施設や設備の計画的な点検・修繕を行い、適切に維持管理する。
- (4) 職員の専門性・研究能力の向上に向け、人材育成を継続的に行う。
- (5) 事業評価を行い、継続的な運営改善につなげる。
- (6) 社会や経済の変化に対応した柔軟な博物館運営を行う。